

『大分県緩和ケア研究会』 会則

第1条 (名称)

本会は「大分県緩和ケア研究会」と称する。

第2条 (目的)

本会はがんやその他の治療困難な病気の緩和医療に関する知識の普及および技術・方法の向上を図り、医療関係者ならびに一般市民への啓発活動等を通じて、大分県におけるよりよい緩和ケアを目指す。

第3条 (事業)

本会は目的達成のために、原則として年2回の定例研究集会を開催し、また必要な事業を行う。

第4条 (会員)

1. 本会の趣旨に賛同する個人あるいは施設は誰でも会員になれる。
2. 会員は所定の会費を納入しなければならない。

第5条 (役員)

1. 本会は、代表世話人、副代表及び世話人を置き、世話人会を開催して会の運営をはかる。
2. 会計監査役 1名を置く。
3. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 世話人会は会員の中から新世話人の推薦を決定できる。

第6条 (運営)

1. 研究集会は、世話人会において中心議題を決め、これについて討議を行う。
2. 本会の研究集会開催時には別途参加費を徴収する。会員および学生は参加費を割り引くものとする。研究集会には非会員の参加を妨げない。
3. 本会は、年会費・参加費・寄付金およびその他の収入で運営する。
4. 会計は事務局が担当し、定例総会に報告し、会計監査役がこれを監査する。

第7条 (事務局)

事務局は世話人会の決定に従って、本会の業務を行う。

第8条 (総会)

総会は定例研究集会の時に年1回開催し、世話人会が招集する。

第9条 (会則の変更)

本会則は、世話人会出席者の過半数の議決を経て変更できる。

『細 則』

1・会費

個人会員 会費は2年間2,000円で、2年毎に納金とする。
研究会の参加費は無料とする。

施設会員 年会費は30,000円とする。
施設会員の職員は、個人会員に準ずる。すなわち会費、および研究会参加費は無料とする。
会場で施設会員の名簿に記入する。

2・参加費

非会員の方からは研究会、講演会の参加費を徴収する。

特別講演会の際は必要な場合に限り、会員からも参加費を徴収する。

3・会計年度

会の会計年度は4月1日から始まって翌年の3月31日に終わる。

4・県内支部の開設

第3条(事業)に則り、啓発活動を行う。

- 支部の細則
1. 支部は地域で緩和ケアの啓発を行う。
 2. 支部には支部長を置く。
 3. 支部の活動費(会場費、講師料、印刷、郵送代等)は本部会計より支出する。
 4. 支部は、年1-2回の支部会を開催する。
 5. 支部会の内容は、支部独自で決定し、日時、会場設定を行い、地域医療関係施設に広報する。

付則 本会則は平成12年11月18日より実施する。(第1回総会にて)

付則 本会則の一部は平成15年6月7日に改正した。(第6回世話人会にて)

付則 本会則の一部は平成22年12月28日に改正した。(第20回世話人会にて)

= 入会案内 =

当研究会にご賛同頂ける方はどなたでも会員になれます(会則第4条)。入会を希望される方は以下の連絡先までお問い合わせください。主な活動内容は年二回の定例会で、県の緩和ケアにおける現状から問題点まで広く理解を深める事が出来ます。県民の皆様のご参加をお待ちしております。